

平成 30 年度 大熊町町政懇談会

次 第

進行：総務課長

1 開 会 午後 1 時 30 分

2 主催者あいさつ

町長 渡辺利綱

3 説 明

- (1) 町全体の復興状況 (復興事業課)
- (2) 特定復興再生拠点区域復興再生計画、
特定復興再生拠点区域外の方針、
大川原地区復興拠点の整備状況 (企画調整課)
- (3) 大川原・中屋敷地区の避難指示解除について (環境対策課)
- (4) 避難指示一部解除後の課税再開等 (税務課)
- (5) その他各事業の取組み・方針 (産業建設課・教育総務課)

4 質疑応答

5 閉 会 午後 3 時 30 分

.....

個別相談

日付表記について

来年 5 月 1 日からは新元号となるため、実際には平成 32 年や平成 34 年といった日付は到来
しませんが、資料内では便宜上そのまま使用しています。

【新元号、西暦への換算】

	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37
新元号		(5.1~) 〇〇元	〇〇2	〇〇3	〇〇4	〇〇5	〇〇6	〇〇7
西 暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025

1. 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定について

昨年 5 月に改正福島復興再生特別措置法が改正されその施行に伴い、町は帰還困難区域内に「特定復興再生拠点区域」を設定し、同区域の復興再生計画を策定することとなり 11 月 10 日に国の認定を受けました。この「特定復興再生拠点区域」は、5 年間を目処に除染やインフラ整備を行い、避難指示の解除を目指すもので、これまで除染の見通しが立っていなかった帰還困難区域の復興に向けた整備が可能となりました。

特定復興再生拠点区域内に関しましては、平成 34 年春頃までに、特に駅周辺の一部及び大川原地区復興拠点へのアクセスに関しては平成 32 年春頃までに避難指示解除を目標として除染、整備を進めます。

【計画の概要】

- ・ 計画の期間 平成 34 年 9 月まで
- ・ 避難指示解除の目標 平成 34 年春頃まで
(大野駅周辺の一部等は平成 32 年 3 月頃まで)
- ・ 特定復興再生拠点内居住人口の目標
約 2,600 人 (平成 39 年まで)

【取組の内容】

- ・ 生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
- ・ 企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開
- ・ 町民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進
- ・ 水稲・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取組

2. 大野駅周辺地区の方針について

大熊町は、現在整備中の大川原地区復興拠点において、役場庁舎や復興公営住宅、再生賃貸住宅、商業施設や交流施設などを整備し、早期に帰還した町民が安心した生活を送れる基盤を作ることを進めてきました。そんな中、特定復興再生拠点区域を設定することにより、これまで示されていなかった帰還困難区域の除染や避難指示の解除が可能となり、大野駅周辺地区についても事業が可能になりました。

【整備の方向性】

- ・ 大熊町特定復興再生拠点区域の中でも、特に大野駅周辺を大熊町のもう一つの復興の拠点とし整備を進める。
- ・ 大野駅を中心として、テナントビルなど産業交流施設を整備し、帰還を目指す町民はもとより、併せてそこで働く人たちが暮らす再生賃貸住宅などを整備することにより新しい人の流れを集約し、住民の定着を目指すエリアとして整備する。

- ・廃炉作業の続く福島第一原子力発電所へも近く、大野駅の間近である利点を活かして、テナントビルに企業の入居を進め、働く場を作り人の出入りや駅の利用に繋げる。
- ・町による整備と併せて、まちづくり公社の不動産利活用事業などによる土地の集約や活用なども含め、民間による利活用も誘導する。

3. 特定復興再生拠点区域外の方針について

放射性物質による汚染状況などから、今回、特定復興再生拠点区域に認定されなかった区域については、今後の荒廃抑制策や利活用について「大熊町 帰還困難区域における中長期復興構想」をとりまとめています。

政府の「長い年月を要するとしても、帰還困難区域の全てを避難指示解除するとの決意」を基に、リサイクル産業などを誘致し特定復興再生拠点区域に含め除染を行い、避難指示を解除することを目指しています。

【取組の内容】

- ・国に対し、区域外となった地域及び山林等、帰還困難区域全ての避難指示解除に向けての方針・方策を示すよう強く求める。
- ・大型モータープール、リサイクル産業、バイオマス発電施設等の立地の具体化を検討し、並行して「特定復興再生拠点区域」の拡大を目指す。
- ・東京電力の送電線網と近接する放射線量の比較的低い地区では、太陽光発電施設の誘致を検討する。
- ・農地等の町土荒廃抑制対策に取り組みます。
- ・町道の修繕や除草を行い、隣接する「特定復興再生拠点区域」からの一時立入の利便性を向上する。

4. 大川原地区復興拠点の整備状況について

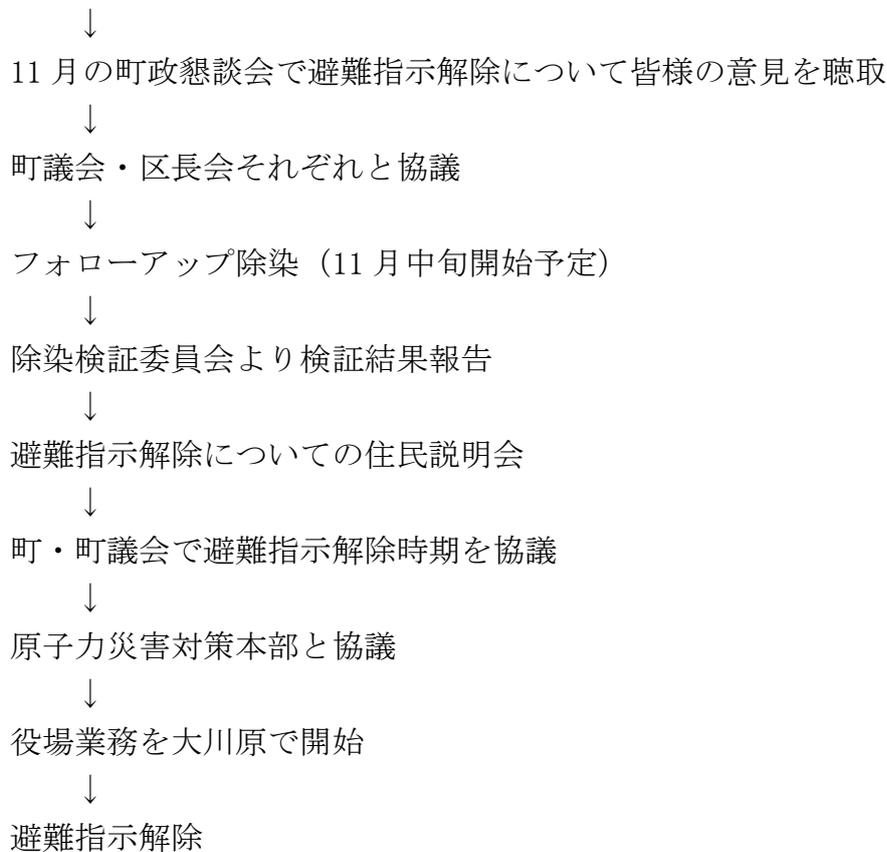
【主な施設の整備状況】

- 役場庁舎 平成 31 年 4 月開庁予定
- 復興公営住宅 平成 31 年 6 月入居開始予定
- 再生賃貸住宅 平成 31 年 10 月入居開始予定
- 交流ゾーン
 - ・商業施設 平成 32 年 2 月開店予定（一部仮設店舗にて先行開業）
 - ・交流施設 平成 32 年度開所予定
 - ・宿泊温浴施設 平成 32 年度開業予定
- 福祉施設
 - ・住民福祉センター 平成 32 年 4 月開所予定
 - ・グループホーム 平成 32 年 4 月開所予定

大川原・中屋敷地区の避難指示解除について

4月24日より避難指示の解除に向けた準備宿泊を実施中
環境省による除染効果の検証中（6月から）
町独自で希望者の住宅周辺及び住宅内の線量調査を実施中
大川原・中屋敷地区の詳細モニタリング（線量率及び土壌）調査実施中

専門家を交えた除染検証委員会で除染効果を検証する（今年度3回開催予定）
第1回は11月8日に開催



避難指示解除の要件

1. 空間線量率で推定される年間積算線量が20 mSv 以下になることが確実であること（1時間当たり3.8 μ Sv を下回ること）
2. 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
3. 県、市町村、住民との十分な協議

1. 避難指示一部解除後の課税再開等について

①固定資産税

避難指示解除翌年度より避難指示解除区域においては、地方税法附則の規定どおり、解除の翌年度から3年度は2分の1の課税を行い、4年度目に通常課税とすることが原則です。

しかし、解除翌年度から直ちに課税を再開するには、適切な資産の評価を行うことが困難であるため、解除翌年度については、2分の1課税分を町として減免し（引き続き全額免除）、その翌年度から2年間2分の1課税を行い、その後から通常課税としていきます。以後避難指示解除された区域について同様とします。

②国民健康保険税

避難指示解除の翌年度開始から6月経過後、避難指示解除区域において高額所得世帯（600万円超）から課税を再開し、それ以外の世帯については、引き続き免除とします。なお、医療費窓口一部負担も同様です。

※平成32年度までの復興創生期間においては、固定資産税における住宅用地の特例（200㎡まで1/6、200㎡超分1/3）の適用は、平成33年度課税分までできます。また、国民健康保険、介護保険における財政援助については、平成33年3月31日までは継続される見込みですが、具体的には年度ごとに判断されることとなっています。

2. 個人住民税の減免率の変更等について

平成35年度課税（平成34年分所得）から、1,000万円超所得者の10パーセントの減免を終了し、その後通常課税に向け減免率の変更等を行います。

●鳥獣駆除対策について

◎イノシシ駆除

(平成30年10月31日現在)

実施区域	事業主体 (事業受託業者)	箱わな数	実施時期	本年度 捕獲数	前年度 実績
帰還困難区域	環境省 (一般財団法人 自然環境研究センター)	47基	5月7日～ 3月末	200頭	330頭
居住制限区域 避難指示解除準備区域	大熊町 (ALSOK福島(株))	30基	6月1日～ 3月末	48頭	75頭

◎アライグマ・ハクビシン駆除

帰還困難区域において、環境省による捕獲事業を平成30年5月7日より開始。

◆10月31日現在捕獲数 アライグマ 215頭 ハクビシン 25頭

●農林水産業に関する方針・取り組み

◎営農再開支援事業

事業内容	除染後の農地を耕起・除草、保全管理を目的とする。		
事業実施主体	大熊町農業復興組合		
事業地	中屋敷地区・大川原地区・特定復興再生拠点区域内の先行除染農地(田畑)		
対象面積 (平成30年度)	耕起(年3回) 約158.1ha	※対象面積は除染の推進に併せ追加予定。	
	除草(年3回) 約158.1ha	※対象面積は除染の推進に併せ追加予定。	

◎植物(イチゴ)栽培施設

※平成30年度末に完成、平成31年4月稼働予定

敷地面積	約4.8ヘクタール	栽培品目・方式	イチゴ・高設ベット養液栽培
栽培施設構造	太陽光利用型耐候性鉄骨フィルムハウス		
栽培施設面積	温室面積 約22,500㎡	育苗施設面積	温室面積 約2,700㎡
付属設備等	集出荷管理棟 約1,100㎡(事務所、選別、保冷、貯蔵、出荷)、機械・作業室等 約2,500㎡		

◎バイオマス活用事業

○帰還困難区域内の農地利用のため、エネルギー作物の栽培とバイオマスを活用したメタン発酵事業を検討中。

・平成29年度 実現可能性調査委託業務を実施(受託先:鹿島建設(株))

・平成30年度 大熊町バイオマス活用事業実現可能性検討委員会を設立、年内に6回開催する予定。
福島大学と委託契約を締結、大川原地区の農地でエネルギー作物の試験栽培を実施中。

●大川原復興拠点整備に関する取り組み

◎商業施設整備

※平成32年2月開店予定(一部の店舗は仮設店舗にて先行開業予定。)

店舗数	売り場面積	備考
スーパー(1店舗)	330㎡(100坪)程度	
小売等店舗 (8店舗)	各 66㎡(20坪)程度	・飲食店 4店舗 ・日用雑貨店 1店舗 ・電器店 1店舗 ・理容・美容店 1店舗 ・コインランドリー 1店舗

◎宿泊・温浴施設整備

※平成32年度開業予定

施設数	床面積	備考
宿泊施設 13室	・小1室 30㎡(9坪)程度 ・中1室 40㎡(12坪)程度 ・大1室 70㎡(21坪)程度	小6室、中6室、大1室 その他 食事室1棟
温浴施設 1棟	約600㎡	宿泊者向け入浴施設だが 立ち寄り入浴のみも可能

大熊町立幼小中の今後について

平成 29 年 11 月 24 日現在

大熊町教育委員会

平成 29 年 11 月 24 日、本年度 2 回目の総合教育会議を開催し、「町の存続には学校の存在が欠かせない」ことを再確認するとともに、「役場の大川原への移転」（平成 31 年 4 月）、「特定復興再生拠点区域」（復興拠点）整備計画実施による避難指示解除目標（平成 34 年 4 月）などをにらみ、おおよそ下記のことを決定した。

記

- 1 5 年後（平成 34 年 4 月）を目安に大川原に幼、小・中を新築し、再開をめざす。※ 課題等…放射線の管理、保護者の雇用確保 他
- 2 会津若松市における幼、小・中は当分の間（少なくとも 5 年間）は継続…それ以降は保護者と個別に相談
- 3 平成 31 年度末を目安に熊小、大小の統合を図りたい。
※ 理由等… ○児童数の減少で集団活動が困難
（平成 33 年度末には遅くとも統合へ）
○避難後めざしてきた幼、小・中一貫教育への準備を進める。
…「新しい町づくり、新しい教育づくり」をめざす。
※ 課題等… 校名の変更等
- 4 再開後の教育内容等については「大熊町未来教育会議」（平成 28 年 11 月～平成 29 年 10 月、計 4 回）の提言を最大限生かしていく。
（1）骨格はこれまでの大熊町の教育を継続発展させる。
①「学び舎の町おおくま」づくりを目標に、読書活動を土台に「学び

合い、育ち合う」教育を継続

②人間関係を原点とし、大熊町の現状や社会状況などを踏まえ、次の点を意図的に組み入れていく。

○社会性 → 社会力 ○レジリエンス（回復力）の補強

○人工知能（AI）の発達

○子どもの意見表明権の尊重など

③発達段階では幼児教育を最重視…非認知能力の育成

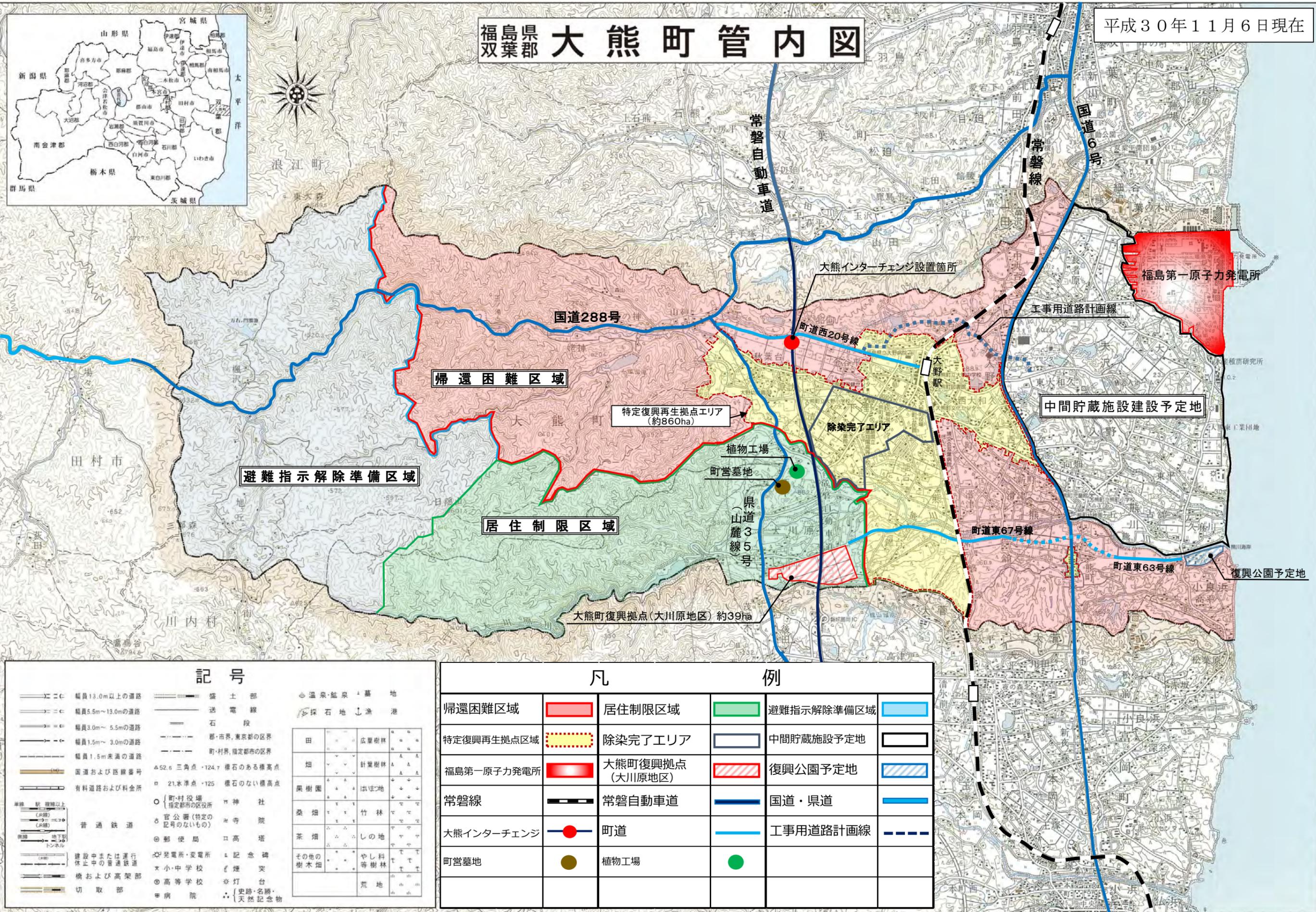
※ 課題…0歳から15歳までの子どもを教育委員会で引受けては？

(2) ハード面 …学校施設と社会教育施設が集中するように建設、（一方、学校施設の社会教育での活用も図れるよう留意）

(3) 上記のことがらについては今後、議会や町民からの意見を聴いていくとともに、平成30年度には町民各層代表者からなる「大熊町未来教育推進協議会」（仮称）を立ち上げ、課題等の解決に向けての話し合いを進めていく。

福島県双葉郡大熊町管内図

平成30年11月6日現在



記号

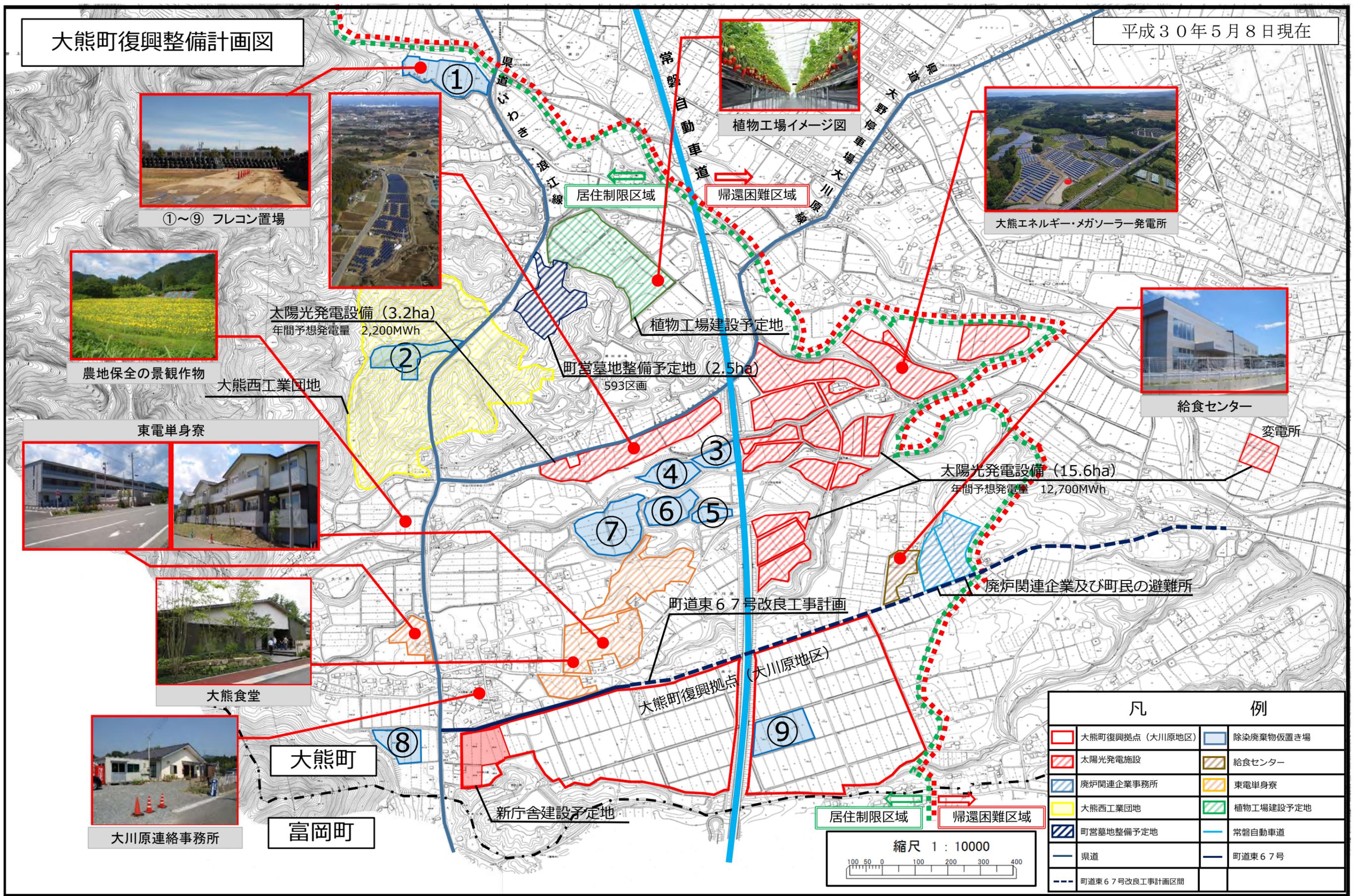
幅員13.0m以上の道路	盛土部	心温泉・鉱泉・墓地
幅員5.5m～13.0mの道路	送電線	採石地・漁港
幅員3.0m～5.5mの道路	石段	
幅員1.5m～3.0mの道路	市界、東京都の区界	
幅員1.5m未満の道路	町界、指定都市の区界	
国道および路線番号	△52.6 三角点・124.7 標石のある標高点	
有料道路および料金所	□ 21.1水準点・125 標石のない標高点	
単線 既設線以上	○ 町・村役場	神社
(河原)	指定都市の区役所	寺院
(水鏡)	官公署(特定の記号のないもの)	塔
普通鉄道	◎ 郵便局	高塔
建設中または運行中止中の普通鉄道	◎ 発電所・変電所	記念碑
橋および高架部	× 小・中学校	煙突
切取部	◎ 高等学校	灯台
	甲 病院	史跡・名勝・天然記念物

凡例

帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除準備区域
特定復興再生拠点区域	除染完了エリア	中間貯蔵施設予定地
福島第一原子力発電所	大熊町復興拠点(大川原地区)	復興公園予定地
常磐線	常磐自動車道	国道・県道
大熊インターチェンジ	町道	工事用道路計画線
町営墓地	植物工場	

大熊町復興整備計画図

平成30年5月8日現在



①～⑨ フレコン置場



太陽光発電設備 (3.2ha)
年間予想発電量 2,200MWh



農地保全の景観作物



植物工場イメージ図



大熊エネルギー・メガソーラー発電所



給食センター



東電単身寮



大熊食堂



大川原連絡事務所

大熊町

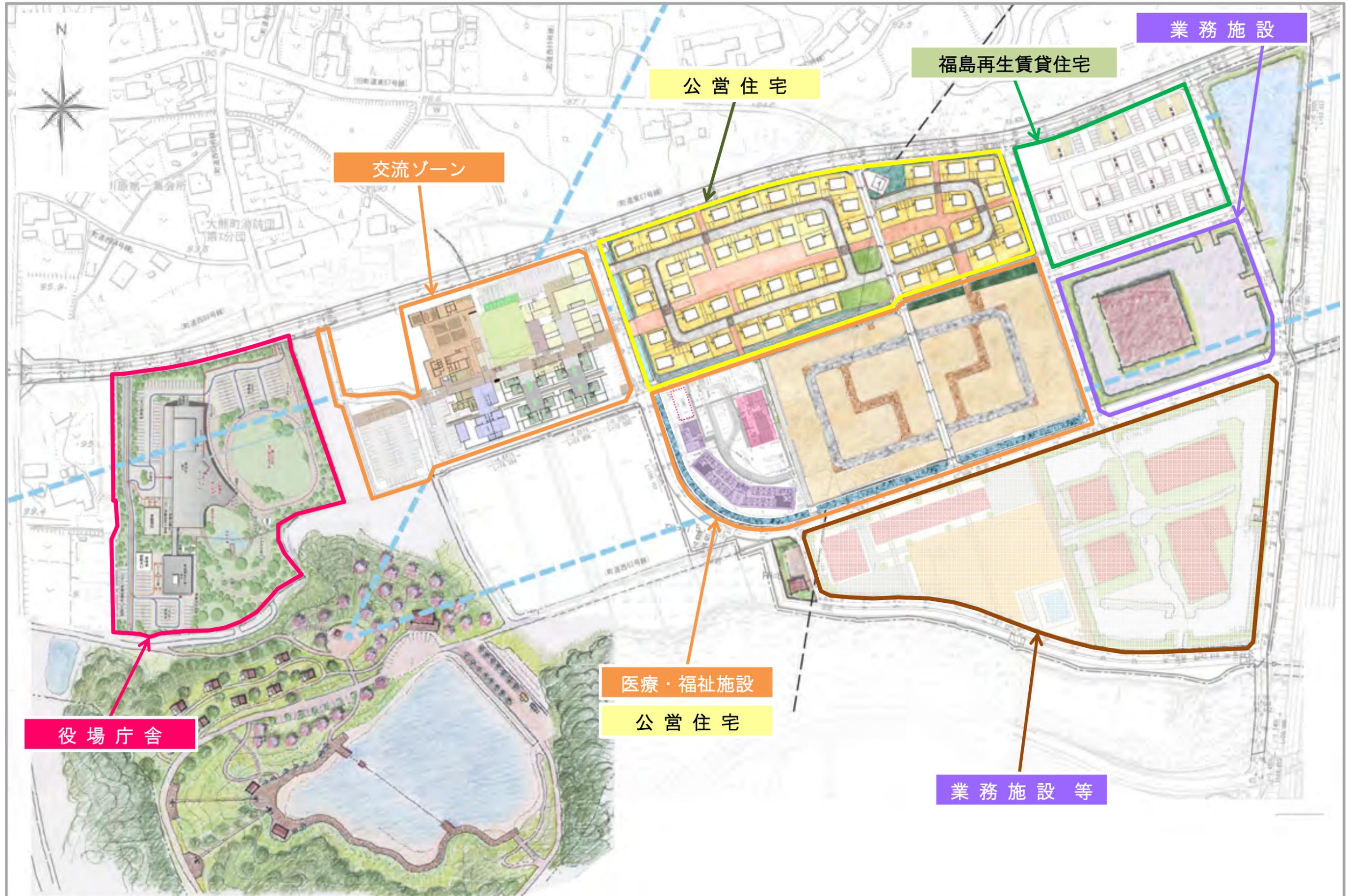
富岡町

凡	例
	大熊町復興拠点 (大川原地区)
	除染廃棄物仮置き場
	太陽光発電施設
	給食センター
	廃炉関連企業事務所
	東電単身寮
	大熊西工業団地
	植物工場建設予定地
	町営墓地整備予定地
	常磐自動車道
	県道
	町道東67号
	町道東67号改良工事計画区間



【大川原地区復興拠点 全体イメージ】

平成30年8月24日



※本計画は現時点のイメージであり、確定したのではなく、今後の検討等により変更となる場合があります。

大熊町 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

大熊町では、「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、**特定復興再生拠点区域（約860ha）を定め、区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進めることにより、概ね5年後までに当該区域の避難指示解除を目指します。**

■計画の概要

計画の期間	平成34年9月まで
避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標	平成34年春頃まで ただし、JR常磐線、JR大野駅周辺の一部と居住制限区域の大川原にアクセスする区間等については平成31年度末頃まで
居住人口等の目標 (避難指示解除から5年後の目標：平成39年)	約2,600人

■計画の目標

大熊町土の復興・再生を実現するため、以下の目標のもと、概ね5年程度での避難指示の解除による住民の帰還・住居の開始を目指すとともに、町外からの住民（廃炉事業者等）を受け入れる環境を整備する。

- 生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
- 企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開
- 住民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進
- 水稻・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取組

■主な事業の整備目標

【平成30年度（2018年度）】

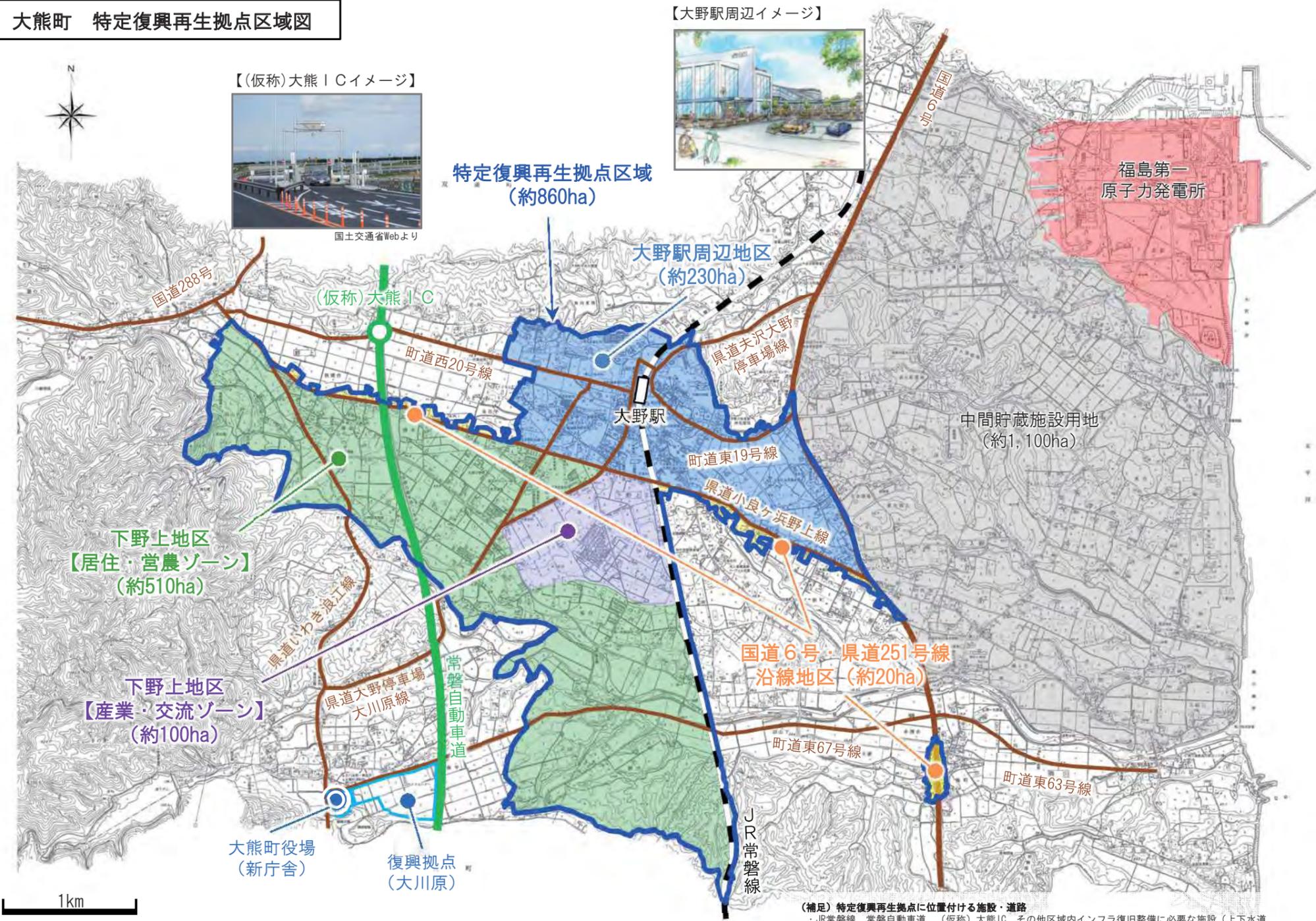
- 常磐自動車道（仮称）大熊IC開設
- 大熊町新庁舎竣工（大川原地区）

【平成31年度（2019年度）】

- JR常磐線再開、大野駅周辺の一部等の先行エリアの避難指示解除
- 復興拠点（大川原地区）概成

平成34年春頃までに帰還困難区域の一部解除、住民の帰還開始を目指す

大熊町 特定復興再生拠点区域図



【(仮称)大熊ICイメージ】



国土交通省Webより

【大野駅周辺イメージ】



【新庁舎イメージ】



※写真・パースはイメージです。

【復興拠点（大川原）イメージ】



（補足）特定復興再生拠点に位置付ける施設・道路
 ・JR常磐線、常磐自動車道、(仮称)大熊IC、その区域内インフラ復旧整備に必要な施設（上下水道、電気通信、農業水利施設等）
 ・国道6号（富岡町境～双葉町境）、国道288号（帰還困難区域全区間）、県道いわき浪江線（国道288号交差点～特定復興再生拠点区域境）、町道西20号線（全区間（特定復興再生拠点区域を除く））

【凡例】

- 特定復興再生拠点区域
- 大野駅周辺地区
- 国道6号・県道251号線沿線地区
- 下野上地区【居住・営農ゾーン】
- 下野上地区【産業・交流ゾーン】
- 福島第一原子力発電所
- 中間貯蔵施設用地
- 復興拠点（大川原地区）

大熊町 帰還困難区域における中長期復興構想

● 全体目標

- ・大熊町の帰還困難区域は、国が定めた「福島復興再生基本方針」も踏まえ、たとえ長い年月を要するとしても、その全域を避難指示解除することを目標として取り組みます。
- ・まずは、帰還困難区域の内、中間貯蔵施設用地と森林・水面を除く全てを取り戻していきます。

● 特定復興再生拠点区域

- ・第一段階として、改正・福島復興再生特別措置法の「特定復興再生拠点」制度を活用して、上下水道等のインフラの復旧と除染を一体的に進め、概ね5年後までに避難指示を解除することを目指します。
- ・大熊町第二次復興計画で位置付けた大川原地区、下野上地区の2つの復興拠点を結び付けていきます。また、常磐自動車道の（仮称）大熊IC、JR常磐線及び大野駅、国道6号等をつなぎ、町外とのアクセスを確保します。これにより生活環境を再構築し、大熊町民の帰還を促進するとともに、町外から町へ定住者を呼び込み、大熊町の復興・再生を図ります。
- ・「特定復興再生拠点区域」はまずは、以下の地域から整備してまいります。
 - ①大熊町第二次復興計画（平成27年3月）に示した「大熊町復興拠点（下野上地区）」（JR常磐線大野駅周辺を含む）
 - ②大熊町外とのアクセス上の利便性が高い、常磐自動車道及び（仮称）大熊IC、JR常磐線及び大野駅周辺、国道6号、国道288号、県道35号線（一部）、県道251号線及び町道東19号線、町道西20号線の沿道

● 特定復興再生拠点区域以外の地区の取組み

【基本的な考え方】

政府の「長い年月を要するとしても、帰還困難区域の全てを避難指示解除するとの決意」を基に、将来的には震災以前の土地利用（宅地、農地等）に戻すことを前提としながら、地権者の意向を踏まえ、町土荒廃抑制対策等に尽力していく。

【取組の内容】

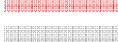
- ・大型モータープール、リサイクル産業、バイオマス発電施設等の立地の具体化を検討し、並行して「特定復興再生拠点区域」の拡大を目指します。
- ・東京電力の送電線網と近接する放射線量の比較的低い地区では、太陽光発電施設の誘致を検討いたします。
- ・農地等の町土荒廃抑制対策に取り組みます。
- ・町道の修繕や除草を行い、隣接する「特定復興再生拠点区域」からの一時立入の利便性を向上します。
- ・仮置場は、除染等を行った上で返還されることとなりますので、除染土壌等の仮置場の設置について、ご協力をお願いする可能性があります。

【国の支援】

- ・以上の取組については、改正福島特措法に基づき、国の支援措置を求めていきます。

大熊町・中長期構想図

【凡例】

帰還困難区域		特定復興再生拠点区域
		特定復興再生拠点区域以外
		復興公園予定地
避難指示解除準備区域 居住制限区域		山林
		福島第一原子力発電所
		中間貯蔵施設用地
避難指示解除準備区域 居住制限区域		大川原1・2行政区
		復興拠点（大川原）
		中屋敷行政区



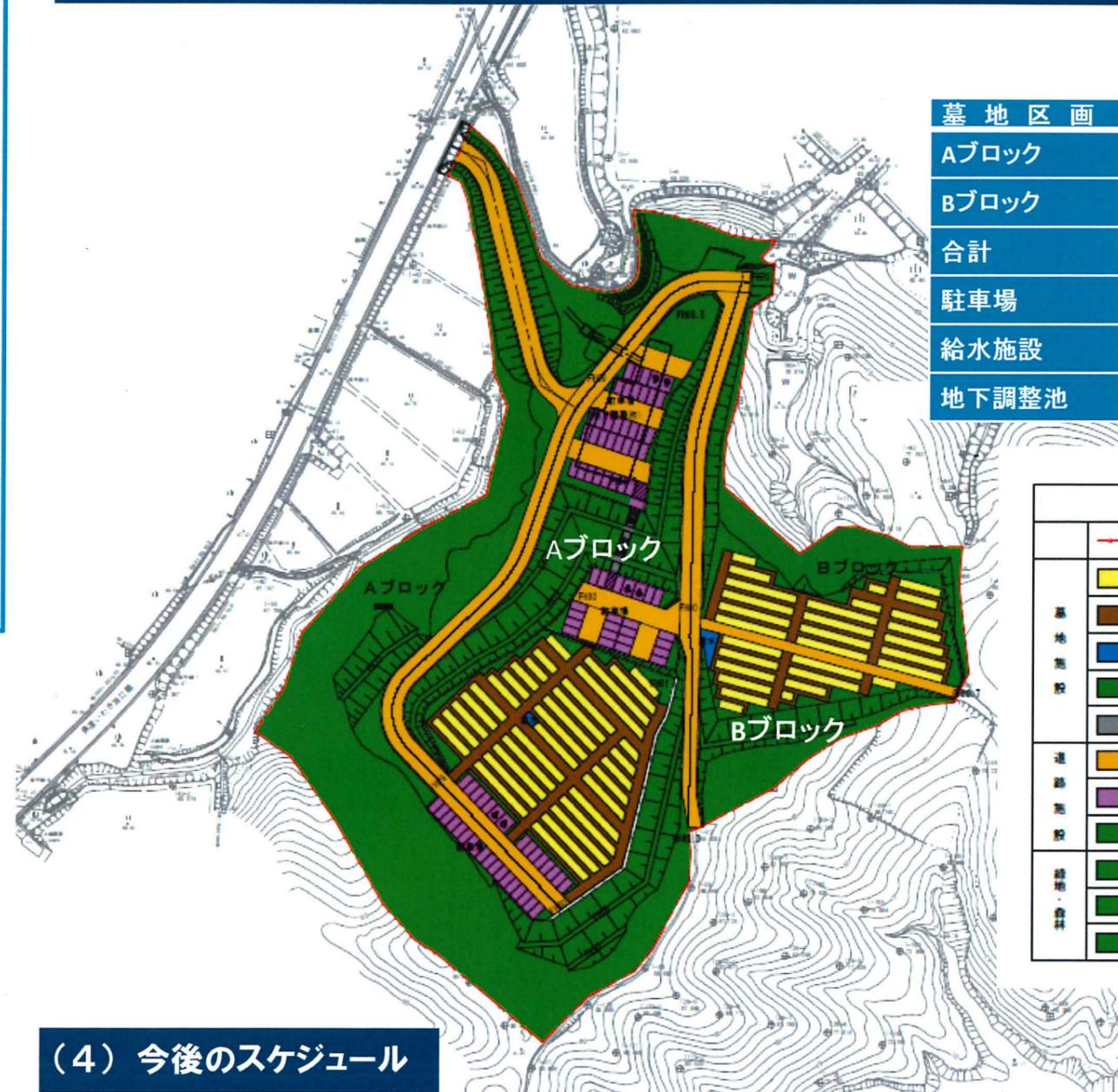
1 大川原地区墓地整備事業の概要

(1) 名称、位置・区域、面積

- ① 名称 大川原地区墓地整備事業
- ② 位置・区域 双葉郡大熊町大字大川原字西平の一部の区域
- ③ 面積 約3.0ヘクタール
- ④ 工期 平成30年2月～平成31年3月頃



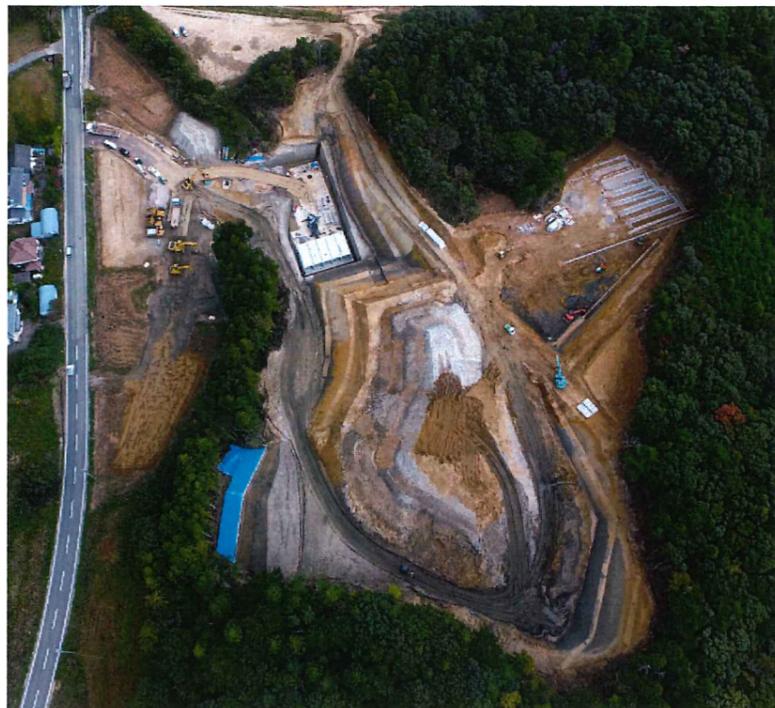
(2) 墓地施設、道路施設、緑地・森林の位置及び規模



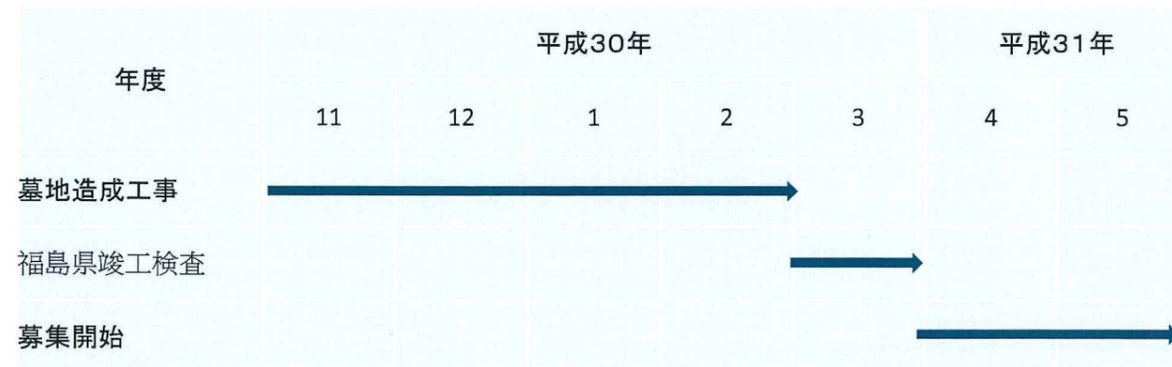
墓地区画	
Aブロック	326 区画
Bブロック	267 区画
合計	593 区画
駐車場	89 台
給水施設	2 箇所
地下調整池	1 ヶ所

凡例	
	開発区域
	墓地
	道路(1.2m-3.0m)
	給水
	緑地
	階段
	道路(5.0m)
	駐車場
	擁壁
	法面(造成緑地)
	造成森林
	残置森林及び残置

(3) 進捗状況写真



(4) 今後のスケジュール

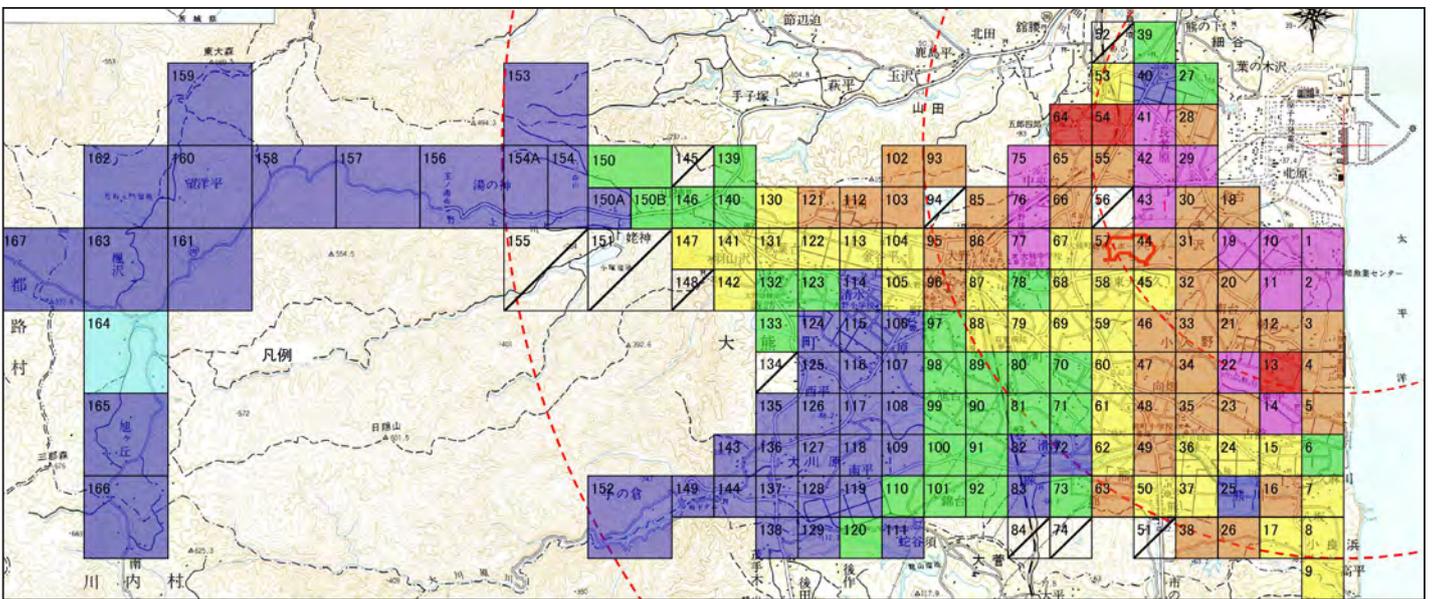


町内の線量率測定結果

凡例（単位：毎時 μSv ）

- 15以上
- 9.6～15未満
- 3.8～9.6未満
- 2～3.8未満
- 1～2未満
- 0.23～1未満
- 0.23未満

○平成29年9月（昨年）



○平成30年9月（今回）

